

〈各職種の労働条件等について〉

□特定教諭（臨時教諭）（幼・小・中）

- ・授業，担任，クラブ活動等に関する業務を行っていただきます。
 - ・週 5 日 38 時間 45 分（1 日 7 時間 45 分）の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により，業務日時を変更する場合があります。）
 - ・40 歳未満月額 266,000 円，40 歳以上月額 417,000 円と本学規程による通勤手当，住居手当を，原則当月 17 日に支給します。
 - ・6 月 30 日及び 12 月 10 日（土日の場合は変更あり）に本学規程による期末手当を支給します。
 - ・従事期間に応じて，採用時から有給休暇を付与します。
 - ・勤務する校種の教員免許が必要です。
 - ・雇用期間は，採用日から年度末（3 月 31 日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□特定養護教諭（臨時養護教諭）（幼・小・中）

- ・養護に関する業務を行っていただきます。
 - ・週 5 日で 38 時間 45 分（1 日 7 時間 45 分）の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により，業務日時を変更する場合があります。）
 - ・40 歳未満月額 266,000 円，40 歳以上月額 417,000 円と本学規程による通勤手当，住居手当を，原則当月 17 日に支給します。
 - ・6 月 30 日及び 12 月 10 日（土日の場合は変更あり）に本学規程による期末手当を支給します。
 - ・従事期間に応じて，採用時から有給休暇を付与します。
 - ・養護教諭の教員免許が必要です。
 - ・雇用期間は，採用日から年度末（3 月 31 日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□非常勤講師（幼・小・中）

- ・委嘱する授業，園児・児童・生徒への生活指導及び学校園の教育活動，行事の補助等を行っていただきます。
 - ・週 3～5 日で週 15～35 時間の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により，委嘱する授業実施日時を変更する場合がありますが，原則，8 月は全日勤務日なしとなります。）
 - ・時給 2,000 円，毎月月末締めで，原則翌月 17 日に支給します。
 - ・1 週あたりの勤務日数に応じて，通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
 - ・勤務状況及び従事期間に応じて，勤務 6 ヶ月後に有給休暇を付与します。
 - ・勤務する校種の教員免許が必要です。
 - ・雇用期間は，採用日から年度末（3 月 31 日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□学習補助員（小・中）

- ・学校が行う授業・行事における児童・生徒への受講補助，生活指導補助及び学校の教育活動，行事实施の補助等を行っていただきます。
- ・週 1～5 日で 6～30 時間の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により，委嘱する業務実施日時を変更する場合がありますが，原則，8 月は全日勤務日なしとなります。）
- ・教員免許状を有する者は時給 1,200 円，有しない者は時給 1,100 円を毎月月末締めで，原則翌月 17 日に支給いたします。
- ・1 週あたりの勤務日数に応じて，通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給しま

す。

- ・勤務状況及び従事期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
 - ・教員免許は必要ありませんが、有無によって時給が変わります。
 - ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□カウンセラー（幼・小・中）

- ・健康に関する相談業務等を行っていただきます。
 - ・週1～3日で1日6～7時間の勤務となります。（各校園によって異なります。）
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する業務実施日時を変更する場合がありますが、原則、8月は全日勤務日なしとなります。）
 - ・時給5,000円、毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
 - ・出勤日数に応じて、交通費相当額を支給します。
 - ・勤務状況及び従事期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
 - ・以下のいずれかの資格が必要です。
 - (1) 公認心理師
 - (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - (3) 精神科医
 - (4) 臨床心理等を専門とする大学教授等（非常勤、助手を除く）の資格を有する者で、地方公務員法第16条の規定する欠格条項に該当しない者
 - ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□保育指導員（幼稚園のみ）

- ・業務は、預かり保育において、園児への保育を行っていただきます。
 - ・週5日で週10～35間の勤務となります。夏休み等の長期休業中は、別シフトの勤務となります。
（幼稚園が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する保育実施日時を変更する場合があります。）
 - ・教員免許状を有する者は時給1,200円、有しない者は時給1,100円を毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
 - ・1週あたりの勤務日数に応じて、通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
 - ・勤務状況及び従事期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
 - ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□ICT 支援員

- ・主に附属小学校で、ICT機器の保守・管理、授業中のICT機器のトラブル等への対応・授業のサポート、コンピュータを使用した授業準備・教材作成補助、情報機器の活用支援・操作指導、その他学校行事の補助等を行っていただきます。必要に応じて、附属中学校・附属幼稚園のICT関係のサポートも行っていただきます。
- ・週5日で週30時間の勤務となります。8時30分～15時15分（休憩45分を含む）
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する授業実施日時を変更する場合がありますが、原則、8月は全日勤務日なしとなります。）
- ・時給1,500円、毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
- ・1週あたりの勤務日数に応じて、通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
- ・勤務状況及び従事期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・次のいずれかの資格を有することが望ましい。

(教育情報化コーディネータ 3 級以上、ICT 支援員能力認定試験認定者)

- ・雇用期間は、採用日から年度末（3 月 31 日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□アフタースクール指導員（アフタースクールのみ）

- ・業務は、アフタースクールにおいて、児童への保育を行っていただきます。
- ・週 2～5 日で週 8～20 時間の勤務となります。夏休み等の長期休業中は、別シフトの勤務となります。必要に応じて時間外業務となることがあります。
(小学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する保育実施日時を変更する場合があります。)
- ・教員免許状を有する者は時給 1,200 円、有しない者は時給 1,100 円を毎月月末締めで、原則翌月 17 日に支給します。
- ・1 週あたりの勤務日数に応じて通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
- ・勤務状況及び従事期間に応じて、勤務 6 ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・雇用期間は、採用日から年度末（3 月 31 日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。